

# 第34回 神奈川県遺跡調査・研究発表会

神奈川県考古学会 設立20周年記念講演

発表要旨



2010年11月21日(日) 於: 横浜市歴史博物館

主催 神奈川県考古学会

共催 横浜市歴史博物館

後援 神奈川県教育委員会・横浜市教育委員会

・川崎市教育委員会・秦野市教育委員会

# 開催要項

開催日：2010年11月21日（日）・会場：横浜市歴史博物館 講堂

10:00～10:10 開会挨拶 神奈川県考古学会 副会長 中村若枝

## 調査・研究発表

10:10～10:40 横浜市 三ツ沢貝塚

（有）有明文化財研究所 安井千栄子氏・今泉克巳氏・芝田英行氏

10:40～11:10 川崎市 野川神明社<sup>の がわしんめいしゃ</sup>南遺跡 第2次調査

（株）盤古堂 浅賀貴広氏

11:10～11:20 休憩

11:20～11:50 秦野市 神奈川県指定史跡 二子塚古墳

秦野市桜土手古墳展示館 霜出俊浩氏

11:50～13:20 昼休み

13:20～13:50 小田原市 小田原城下筋違橋町遺跡 第V地点

小田原市教育委員会 渡辺千尋氏

13:50～14:00 休憩

## 神奈川県考古学会設立20周年記念講演

14:00～15:00 記念講演1

神奈川県考古学会の発足前夜と今後への期待

神奈川県考古学会 村田文夫氏

15:00～15:10 休憩

15:10～16:10 記念講演2

神奈川県考古学会と埋蔵文化財～新たな遺跡保護と活用を目指して～

茅ヶ崎市教育委員会 大村浩司氏

16:10～16:15 休憩

16:15～16:35 神奈川県考古学会の未来へ向けて－講演を受けて－

神奈川県考古学会 副会長 中村若枝

16:35～16:45 閉会挨拶

神奈川県考古学会 会長 岡本孝之

＜図書交換会＞ 時間：10:15～15:15 会場：横浜市歴史博物館 研修室

表紙：本文中の写真・図より 裏表紙：二子塚古墳出土 銀装大刀

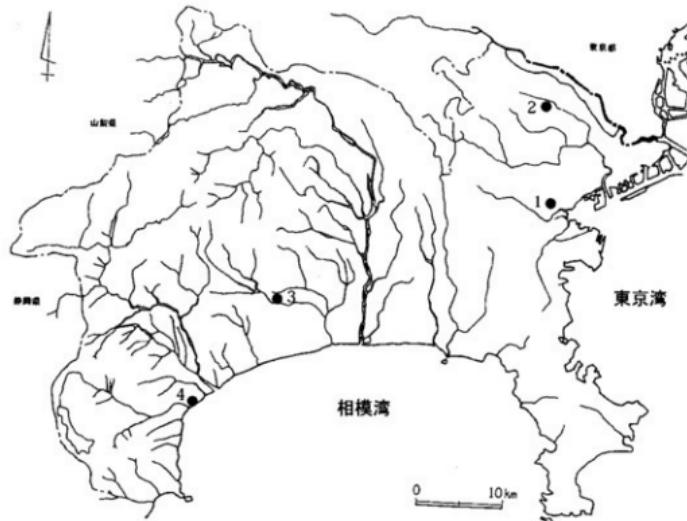
## 目 次

### <調査・研究発表>

1. 横浜市 三ツ沢貝塚 一沢渡 55番 80号地点の調査 ..... 3
2. 川崎市 野川新明社南遺跡 一弥生時代の大型住居群・古代の掘立柱建物群 ..... 9
3. 秦野市 神奈川県指定史跡 二子塚古墳 一銀装大刀を副葬する前方後円墳 ..... 13
4. 小田原市 小田原城下筋違橋町遺跡第V地点 一町屋の上水施設と旧東海道の調査 ..... 19

### <神奈川県考古学会設立20周年記念講演>

- 記念講演1 村田文夫氏 神奈川県考古学会発足前夜と今後への期待 ..... 25
- 記念講演2 大村浩司氏 神奈川県考古学会と埋蔵文化財～新たな遺跡保護と活用を目指して～ ..... 30



図中番号は上記 調査・研究発表 の目次頭の番号と一致

# 横浜市 三ツ沢貝塚

## — 沢渡 55 番 80 号地点の調査 —

やすい ちえこ いまいづみ かつみ しばた うでゆき  
安井 千栄子・今泉 克巳・芝田 英行

**所在 地** 横浜市神奈川区沢渡 55 番 80 号

**調査機関** 有限会社 有明文化財研究所

**調査担当** 安井千栄子

**調査原因** 宅地造成工事に伴う事前調査

**調査期間** 2009 年 3 月 2 日～3 月 21 日

**調査面積** 約 100 m<sup>2</sup>



第 1 図 調査位置図 (1/25,000)

### 1. 遺跡の立地

三ツ沢貝塚は JR 横浜駅の北西約 1.2km、横浜市神奈川区沢渡・三ツ沢南町・三ツ沢東町にまたがり所在する（第 1 図）。地形的には多摩丘陵東端に広がるいわゆる下末吉台地（標高約 40～60 m）の中央部よりやや南側に位置し、南北を谷に挟まれ東へと延びる舌状台地上に立地している。周辺には、鶴見川水系の鳥山川・砂田川や帷子川などの中小河川により開析された浸食谷が樹枝状に発達し、東は東京湾（横浜港）を望んでいる。

本遺跡は 1905（明治 38）年にスコットランド出身の医師 N・G・マンローにより発見され、日本で初めての大規模かつ近代的な発掘調査が行われたことで考古学史上著名である。その後も多くの研究者により注目され、断続的に調査が行われてきたが、まとまった成果が発表されないまま現在に至っている。

今回の調査地点はマンローにより確認された複数の貝層の内、もっとも西側に位置する貝層のさらに 30 m 程南西に位置する（第 2 図）。北向きの急斜な小支谷の谷頭付近にあたり、南東から北西へと下る斜面上（標高約 46～47 m）に形成された斜面貝塚である。

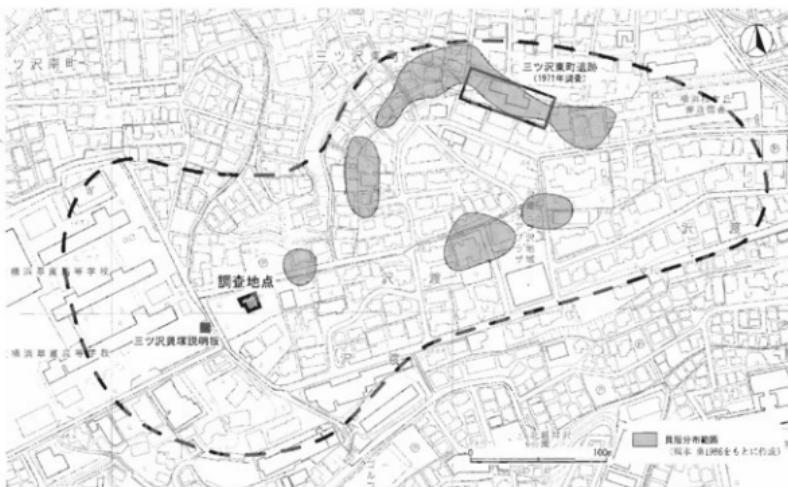
### 2. 調査に至る経緯と調査経過

今回の調査は宅地造成工事に伴う事前の発掘調査である。平成 20 年 4 月に横浜市教育委員会により実施された試掘調査の結果、縄文時代の貝層が確認された。本調査は事業者の委託を受けた有限会社有明文化財研究所が、平成 21 年 3 月 2 日～21 日にかけて実施した。

### 3. 調査の概要

**土層** 本地点は宅地化に伴い盛土による造成が行われており、平坦に整地されていた。盛土の厚さは南端部で 50cm 前後、北端部で最大約 2 m に及び、所々に建物の解体に伴う攪乱や大型の植栽痕が切り合っていたが、北側の約 1/4 以外には、自然堆積層が概ね良好に遺存しており、縄文時代後期の遺物包含層（II b 層～III a 層）が確認できた。本遺跡の主体となる貝層は、これらの遺物包含層とほぼ整合していた（第 3 図）。

**遺構** 調査区南半部の斜面上位（ローム漸移層上面）にて、縄文時代の陥入穴状土坑（JD-1・2）



第2図 三ツ沢貝塚と調査地点

が2基検出された（第3図）。平面形は両者共に梢円形を呈し、規模は長径130～140cm前後・短径100cm弱・深さ70～90cmを測る。底面からは逆茂木痕とみられる小穴が検出された。腹上はⅢb層に準ずる黒褐色土を主体とし、貝層形成期に先行することは確実である。

所産時期は、JD-1の覆土中位から中期後葉加曾利E3式土器の破片が出土していることから、中期の蓋然性が高いものとみられる。

**遺物** 今回の調査では、貝層・包含層・表土及び搅乱内から、縄文時代早期～後期に亘る土器片が約5,000点（総重量79.5kg）、この他土製品10点、石器40点、貝製品1点が出土した。

出土土器の大部分は、後期前葉廬之内式期に属するもので、点数比で全体の99%以上を占め、堀之内1式新段階の資料が主体をなす（第4図）。この他には、後期中葉加曾利B式土器がごく少量、早期撚糸文系土器・条痕文系土器、中期格沢式・勝坂式・加曾利E式土器、後期後葉安行式土器

が各々1～数点出土した。

貝層・包含層別の出土割合は、貝層が37%、Ⅱb層が20%、Ⅲa層が10%、この他表土・搅乱が33%で、貝層中以外の遺物は調査区北～北東の斜面下位に集中していた。

層位毎の出土土器は、Ⅲa層及び貝層中は堀之内1式中段階～新段階に定される資料が主体を占めていた。一方、Ⅱb層中は前者に比べると明らかに新相を示す資料が多く含まれており、堀之内2式土器の出土も顕著であった。

出土土器の型式学的な特徴から、本地点の貝層は堀之内1式期後半～2式期前半に亘る廃棄により形成されたものと考えられ、土器の総量から最盛期は1式期後半～末期頃と推定される。また、三ツ沢東町遺跡等の既出資料と比較した場合、堀之内2式や加曾利B式期の資料が少ないとから、比較的短期間の廃棄に止まった貝層を見なすことができる。

土製品の内訳は、土製蓋1点・土器片鍾7点・

土製円盤3点で、いずれも壠之内式期の所産とみられる。石器の内訳は、石鎌6点・打製石斧8点・磨石及び敲石10点・石皿4点・浮子1点・剥片21点である。貝製品は、垂飾品とみられる穿孔されたアマオブネガイが1点出土したのみであった。

これら製品類の出土数は、土器の総量と比較してきわめて貧弱である。漁撈具として出土を予測していた石錐や骨角器等もまったく出土せず、過去に複数報告例のある筒形土偶なども確認できなかつた。総体的には、土器以外の遺物が少ないとが本地点の特徴と言えよう。

**貝層** 貝層は本調査区中央部で検出され、台地縁辺の北側斜面に形成されたものである。検出面の標高は斜面上部で47.1m、斜面下部で46.0mであり、高低差は1.1mほど、貝層下面での傾斜角は15～20°である。

検出部の平面規模は、東西9.6m・南北5mを測り、東側および西側は一部調査区外へと広がつていて、攪乱により部分的な消失があるが、残存部による貝層の厚さは、斜面部中ほどで最大40cmを測り、平均すると20～30cmほどとなる（第3図）。

貝層の発掘調査は、貝層上面に1m四方のメッシュを組み、それをさらに四分割して、50cm四方ごとの小区を設定して行った。また、ベルトは残りの良好な部分を選んで設定した。

貝層は基本層序のⅢa層上位に形成されており、貝層中に土層・混貝土層といった間層は認められなかつた。貝層の堆積期間については、相対的ないまわしになるが、出土土器の分析結果からしても、それほど長期間にわたるものではないと予想される。

貝層の層区分については、発掘調査段階では明確な分層ラインが確認できず、全体的に2層に分割した。貝層上面部は黒色土の混入が多く、破碎

貝が目立つことからこれを「1層」とし、その下部の純貝層に近い混土貝層を「2層」とした。さらに「2層」ではその下位において含まれる貝が大きいと認められる部分もあり、その部分をとくに「2層下」とし、貝の小さい上位を「2層上」として区別することにした。ただし、この分けが明確でなかつた部分については、一括して「2層」とした。なお、この分層が正確なものかどうかは、貝層全体の内容構成も含めて、後日動物遺体の分析が完了した時点で再検討しなければならない課題である。

貝層から検出された動物遺体については、10・5・3・1mmメッシュの篩を用いた水洗選別の結果、貝類は総じてアサリ・ハマグリ・シオフキガイが主体となるもようで、魚類は小型のアジやイワシ類が多く、フグ類や大型のブリ・スズキ・タイ類も含まれる。獣類としては、イノシシ・ニホンジカ・ノウサギ・キツネ・アナグマなどが確認されている。ただし、動物遺体の分析は現在も継続しており、詳細は後日の報告を参照されたい。

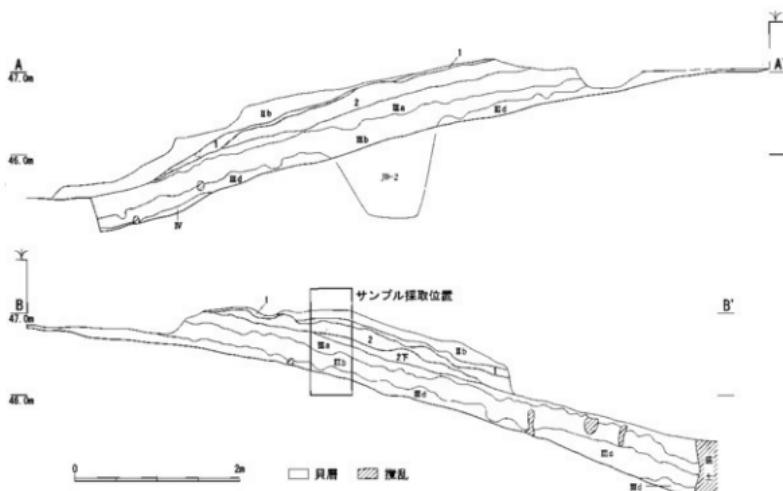
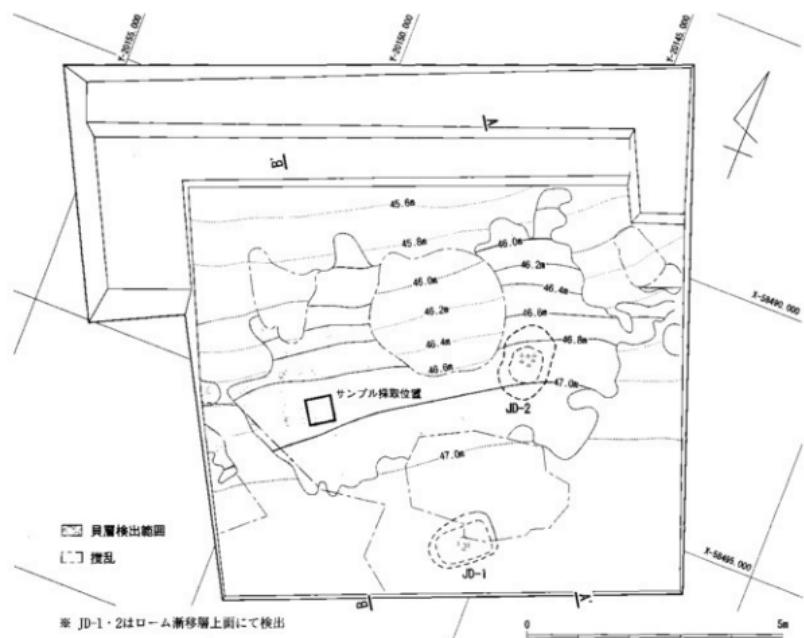
#### 4.まとめ

本調査では幸いにも比較的遺存状態の良好な貝層が検出され、出土土器からその形成時期をほぼ特定することができた。しかしながら、三ツ沢貝塚全体の規模を考慮した場合、今回の成果がごく断片的であることも事実である。今後、過去の出土資料を含めた総合的な検討を行う必要がある。

なお、本調査報告書は平成22年9月に既に刊行済であるが、前述のように動物遺体の分析は現在も継続して行っている。これらの報告は分析作業が終了次第あらためて行う予定である。

#### 文献

安井千栄子・今泉克巳・芝田英行ほか 2010  
『三ツ沢貝塚－沢渡55番80号地点の調査－』  
有明文化財研究所



第3図 貝層平面・断面図

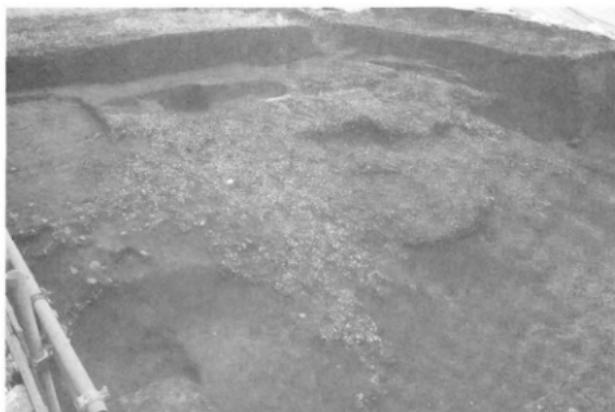


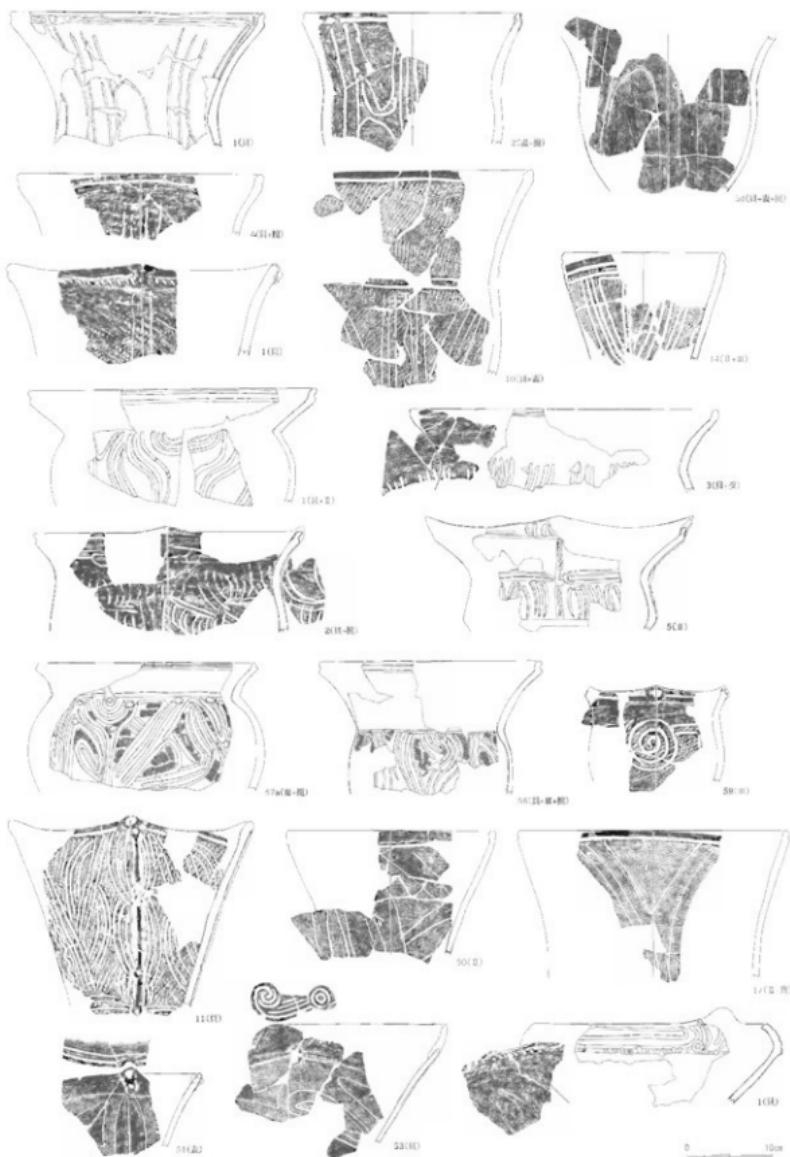
写真1 貝層検出状況  
(北から)



写真2 貝層半截状況  
(北から)



写真3 貝層断面  
(南東から)



第4図 貝層及び包含層出土土器（報告書より抜粋）

の がわしんめいし やみなみ  
**川崎市 野川神明社南遺跡 第2次調査**  
 －弥生時代の大型住居群・古代の掘立柱建物群－

あさ が たかひろ  
**浅賀 貴広**

所 在 地 川崎市宮前区野川 251 番 1 外 6 筆  
 調査機関 株式会社 盤古堂  
 調査担当 菊地良之  
 調査原因 有料老人ホーム建設に伴う事前調査  
 調査期間 2009 年 12 月 21 日～2010 年 3 月 31 日  
 調査面積 約 1411.9 m<sup>2</sup>



第1図 調査位置図(1/10,000)

## 1. 遺跡の立地

調査地点は JR 南武線武藏新城駅の南西約 1.8km、東急田園都市線梶ヶ谷駅の南東約 2.3km に位置する。本遺跡の西側の谷を第三京浜道路が南北に通り、本遺跡の南約 200m の台地下には中原街道が東西に通っている。

本遺跡は下末吉台地の樹枝状に開削された台地の一端にあり、東西に南側に聞く谷が入る北西方に向から張り出す台地の緩斜面地に位置する。

本遺跡の北には野川神明社が鎮座し、遺跡名称の元となっている。野川神明社境内では、弥生時代後期の方形周溝墓が発掘調査されている。さらに北側の台地上には古利影向寺が所在している。影向寺周辺では十数次の調査が行なわれており影向寺が 7 世紀後半に創建された本格的な伽藍配置を持つ古代寺院であること、その周辺に古代の堅穴住居が分布していること、寺院創建前に大型掘立柱建物群があり地方豪族の居館と推定されていること、その下層には弥生時代の遺構が構築されていることなどが判明している。その東側の台地上には古代の橋樹郡衙と推定されている千年伊勢山台遺跡などが所在している。弥生時代でも大規模な集落跡であることが判明している。

## 2. 調査に至る経緯と調査経過

本調査は、老人ホーム建設に先立つ事前調査で、第1次調査の西隣に位置する。開発者と株式会社盤古堂が業務委託契約を結び、2009 年 12 月 21 日から翌 2010 年 3 月 31 日にかけて現地調査を行なった。調査面積は約 1411.9 m<sup>2</sup> である。

地形的には北から南へ傾斜している斜面地に当たり、南側には南東に聞く谷がある。出土品は縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・土製品・瓦・鉄製品・銅製品・石製品など出土品整理箱（テン箱）35 箱で、第1次調査と合わせると 60 箱となる。

調査は第1次調査の西側の隣接地で、地主・開発者・施工者が前回と同一であることから第1次調査と合わせて報告書刊行を行う予定である。現在は出土品・記録図面等の整理作業中である。

調査中に川崎市教育委員会により記者発表が行われ、東京新聞などで報道された。調査中の 3 月 13 日には現地説明会を行なった。

### 3. 調査の概要

現地調査は基本的にローム層上面で遺構確認を行ったが、調査区内の東西両側では埋没谷があり、その上面で遺構を確認している。調査した遺構は、弥生時代後期から古墳時代前期の竪穴住居址14軒以上、古代の竪穴住居址14軒、掘立柱建物址11棟、中世の井戸址1基である。

縄文時代 縄文時代の遺構は確認していないが、弥生時代以降の各遺構から小片が出土している。

弥生時代後期～古墳時代前期

竪穴住居址は、第1次調査と同様に長軸10mを超える大型の竪穴住居址がある一方、小型の竪穴住居址も存在している。大型の竪穴住居址では入口と思われるピットの脇にも一対のピットがあり、共通した造り方をしている。また、焼失した住居址も複数ある。

古代 古代の掘立柱建物址は、柱筋の通った大型の掘方のものがあり、同一台地上に近接する影向寺・千年伊勢山台遺跡（橘樹郡衙推定地）との関連が窺える。掘立柱建物址は同一地点で建替えがなされている例が多く、土地利用が長い間一定だった可能性がある。出土遺物などから竪穴住居と掘立柱建物が混在する景観であったと考えられる。

中世 井戸1基を調査した。素掘りの円形の形状である。

### 4.まとめ

本遺跡は第1次・第2次調査で約2500m<sup>2</sup>を調査し、弥生時代後期から古墳時代前期までの竪穴住居址を33軒以上、古代の竪穴住居址27軒以上、掘立柱建物址12棟を調査した。弥生時代後期から古墳時代前期の土器は、いわゆる朝光寺原式土器に東京湾岸系の土器が混じっている組成が多い。住居址も大型であることや複数の炉があるなど朝光寺原式土器文化の様相が濃いものである。大型の竪穴住居址の入口は台地の先端である東側

を向き、ピットの在り方から同じような入口構造であった可能性が高く、他地域の類例を探していくべきだ。

古代では大型の掘方をもつ掘立柱建物址は同一の台地上に所在する古代寺院の影向寺・千年伊勢山台遺跡（推定橘樹郡衙）と関わりがあるものと考えられるが、掘立柱建物の軸方位が両遺跡とは異なり、一定ではないことが特徴として挙げられる。第3号・4号掘立柱建物址などは同一位置でほぼ同規模の建て替えを行っているため、一定期間同じ目的のために土地利用をしていたと考えられる。

機能していた性格については掘立柱建物の軸方位が一定でないことや竪穴住居址が混在していることが特徴であると考えられる。第45号竪穴住居址は大型の竪穴住居址であり、特別な役割があった可能性がある。

報告書は関係者が同じであることから、第1次・第2次調査で合わせて刊行する予定である。



写真1 第2号掘立柱建物址（上空から、上が南）



写真2 野川神明社南遺跡 第2次調査 全景（上空から、上が北）

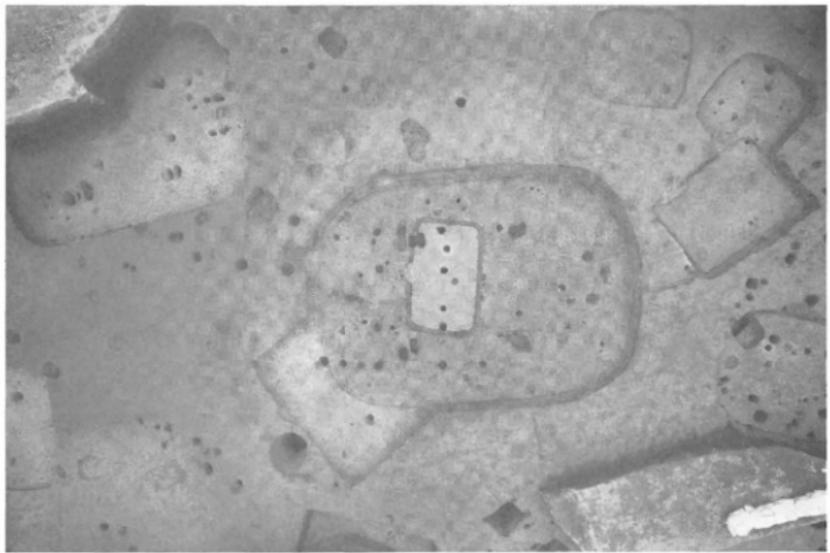


写真3 第44～47号住居址（上空から、上が北）



第2図 富川神明社南遺跡 第2次調査 全体図

## 秦野市 神奈川県指定史跡 二子塚古墳

— 銀装大刀を副葬する前方後円墳 —

ふた こづか

しもいで としひろ  
霜出 俊浩

所在地 秦野市下大根 330番

調査機関 秦野市教育委員会

調査担当 霜出俊浩・大倉潤・東真江  
・横山諒人

調査原因 学術調査

調査期間 2008年11月10日～12月12日

2010年2月1日～3月31日

2010年6月15日～7月21日

調査面積 約180m<sup>2</sup>

第1図 調査位置図 (1/10,000)

秦野市教育委員会では、平成20年度から、「神奈川県指定史跡二子塚古墳調査指導委員会」の指導の下に二子塚古墳の第二次調査を実施した。

### 1. 遺跡の立地

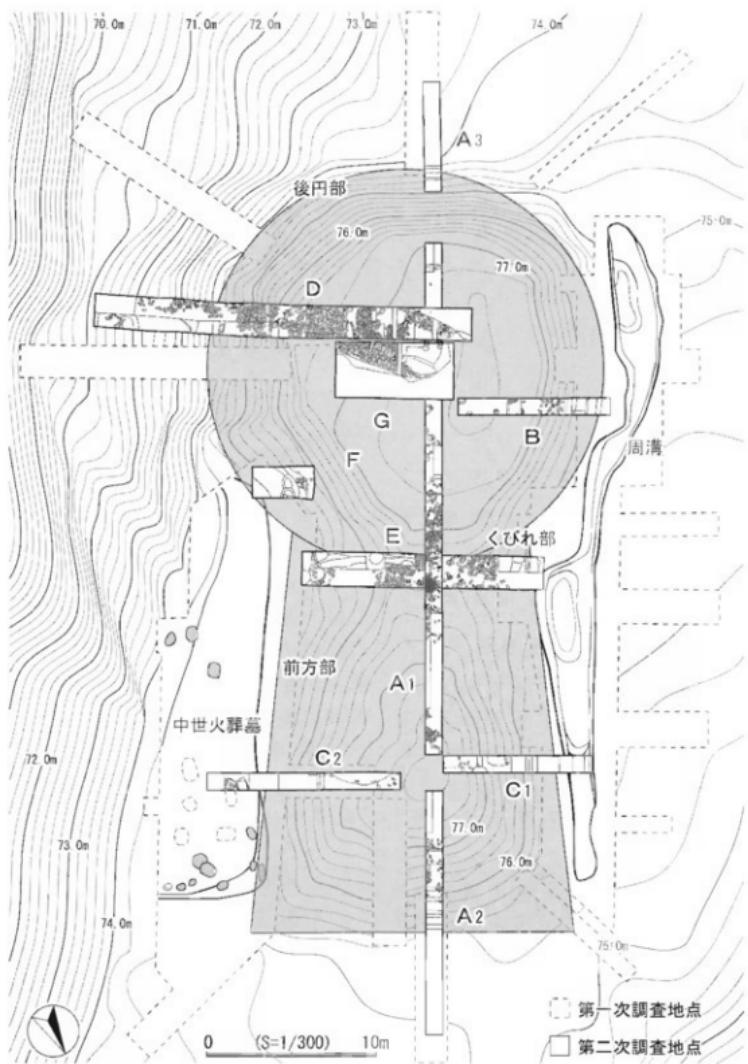
丹沢山地南麓の秦野盆地では、周辺に降った雨水が東西2か所の地点からそれぞれ金目川、四十八瀬川となって流れている。二子塚古墳は金目川左岸の台地上に立地しており、この台地は秦野盆地の縁辺を構成する弘法山・権現山から延びるもので、大根川等の小河川の開析により細分化

されている。

標高75mにある二子塚古墳は下大根団地の東端にあり、眼下に金目川や土師器片が濃密に分布する耕作地を見下ろし、遠くに平塚の市街地、江の島、三浦半島、横浜を望む台地の突端に位置する。金目川左岸の台地には、上流に向かって、下大根・欠上遺跡、岩井戸・欠ノ上横穴墓群、広畠古墳群と墓域が広がっているが、これらの古墳等と二子塚古墳との関係は明らかになっていない。



写真1 古墳全形



第2図 調査区配置図 (1/300)

## 2. 調査に至る経緯と調査経過

### ①第一次調査

1970年（昭和45年）に下大槻団地の建設工事に先立ち、発掘調査が行われた。これは二子塚古墳の保存を前提に、古墳の範囲を確認することに主眼を置いた調査である。この調査で全長46m、後円部東西方向33m、南北26m、前方部の幅25mの6世紀の前方後円墳と認められ、1983年（昭和58年）に神奈川県指定史跡となつた。

文献『秦野下大槻』秦野の文化財9・10

秦野市教育委員会 1974

### ②第二次調査

第一次調査から約40年を経た古墳の周辺地では宅地化が進んだが、二子塚古墳だけは変わらず指定当時の姿のままに保存してきた。古墳域の貴重な緑地を公園として公開することができないかとの意見が地元からあり、基礎情報を収集・把握するために二子塚古墳の第二次調査が始まつた。

2008年度の調査は主に墳丘周辺の状況を把握することを目的とし、古墳全体を対象に幅1mのトレンチを設定した（第2図A1～3、B、C1・2）。2009年度の調査は主体部とくびれ部の状況を確認することを目的とし、この部分に幅2mのトレンチを設定した（第2図D、E、F）。当初は2008年度からの2カ年を期間としていたが、調査指導委員会で補充調査が必要であるとの判断が出たため、2010年度にはDトレンチの北

側に幅3.3mのトレンチを設定し調査をした（第3図G）。

## 3. 調査の概要

墳丘の周囲は中世の火葬墓や近世以降の耕作により土が削り取られており、また、団地建設工事の折に行われた盛土による整形によって現在の姿となっている。造成時の古墳は現在見る姿よりも少し大きなものと想像している。

### ①前方部

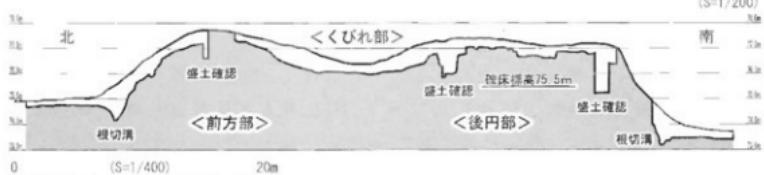
墳丘の東部は中世の火葬墓群により壊されていいた。また、北部・西部は墳丘を取り囲むように溝が掘られており、墳福が削り取られていた。「大絵図」によると墳丘の崩落は想となっていることから、この溝は耕作に伴う根切溝であると考える。

墳頂からは礫が多く出土したが、配列に規則性が認められないで、後世に影響を受けたものと考える。この礫が古墳に伴うものなのか、あるいは、中世の葬送活動に伴うものなのかということについては答えが出ていない。なお、墳頂においては盛土を確認している。

### ②くびれ部

前方部と後円部の境で鞍部に当たり、ここに、東方から鞍部に向かう峠道のような幅50cm程度の道が見つかった。大きな古墳ではないので迂回すればいいものを、なぜ、わざわざ古墳を横断するような道を利用していたのかも不明である。なお、この鞍部は西方から見ると1m程度の高まりでしかない。

くびれ部の中央から東斜面にかけては人頭大の



第3図 主軸方向断面図（横方向1/400 縦方向1/200）



第4図 横穴式石室 (1/100)

礫が多数出土している。このうちのいくつかからは骨粉や歯の破片が出土していることから土坑墓と見られ、鞍部に向かう道を壊すように作られているものもあった。一方、西斜面には礫は少なくウマの骨が巻貝と共に廐棄されていた。

これらの時期を推定すると、ウマの廐棄が近世、土坑墓が宝永火山灰降下前後、鞍部に向かう道は古代から中世ということになる。

#### ④ 後円部

墳頂の西方にはくびれ部と同様にウマ・イヌが寛永通宝・文久永宝と共に廐棄あるいは埋葬されている。「大絵図」をみると周囲とは筆が異なっており何らかの施設があったようである。東方は、表土層の直下に大量の礫が残っており、ここからは、須恵器の破片が出土している。

西部と南部では根切溝が見つかっていることから、前方部の北部から墳丘西部を経て後円部の南部まで溝が墳裾を削り取っているようである。東部は最も低い所に根切溝が見つかっているが、多くの礫が残っていることから、耕作の影響はほとんど及んでいないものと考えている。東斜面に残る礫は最大でも人頭大程度で、配置に規則性は見

られない。中世の葬送活動によるものとの見方もできるが、後円部東斜面一帯に礫が数多く確認できることから考えて、ここでは古墳の鉢石としておく。

#### ⑤ 横穴式石室

後円部墳頂の表土層の直下に見られる大量の礫の一部は横穴式石室を構築する部材である。この横穴式石室は南東方向に開口している。調査の目的上部分的にしか発掘していないが、奥壁周辺の礫が根こそぎ撤去されていることがわかった。このため石室の規模を正確に把握することはできないが、推定すると玄室の幅が1.5m程度、前部から玄室の奥壁までが9m、奥門から奥壁までが5m、石室の平面形は片袖式となる。床面は礫床で標高は75.5m、明確な追葬の痕跡は確認できなかった。床面は現在の地表から約1.5m下にあるので、造営当初の墳丘は現在より1m以上高いものと想定できる。

耳環、用途不明の鉄製品、ガラス小玉並びに銀装大刀が礫床の直上から出土した。また、遺構に伴わないものの、古墳時代後期を示唆する須恵器の高杯、横瓶や大瓶の破片が多く出土した。

### ⑤銀装大刀

第二次調査の最大の成果と言えるのが、石室左壁際の礫床直上から発見された「銀装大刀」である。床面を確認するために設定した30cm四方のトレンチから偶然出土したもので、銀装大刀は崩れた礫の下敷きになっていたためか5つに折れていた。長さはおよそ58cmと小ぶりで、鞘尻・鞘頭・鞘口の金具、絞金具、一の足・二の足金具、鐔・柄間、圭頭のすべての装飾金具に銀が用いられていた。銀装大刀は、県内では伊勢原市の蛭ヶ谷古墳から鞘尻・柄頭が欠けた状態ではあるものの唯一出土しているだけなので、県内初の全形の出土例として公表し過日新聞に掲載されたところである。

### 4.まとめ

6世紀代の前方後円墳として知られていた二子塚古墳だが、今回の調査から出土した須恵器群に

よりその推定はおむね正しかったことが証明された。40年前の調査担当者の深い見識に頭が下がる思いである。

二子塚古墳は、銀装大刀を所有する被葬者が眠る古墳時代後期の横穴式石室を有する前方後円墳であることが今回の調査で明らかになった。今回は答えを用意できなかったが、「銀装大刀」、「前方後円墳」、「古墳時代後期」といったキーワードで今後どのような地域の歴史が展開されるのか非常に興味がある。なむ、原稿執筆時点（9月中旬）では、銀装大刀は基礎調査のため県外にあり、また、調査指導委員会も開会していない段階なので、二子塚古墳調査の公式な評価及び今後の方針について公表するものがない。また、今回掲出したものは、調査担当の所見であり、今後の研究により大きく見直される場合があることを明記しておく。

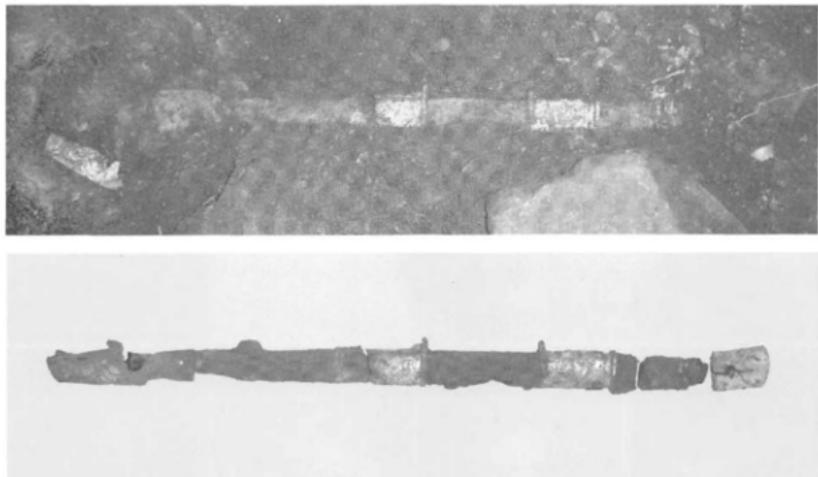


写真2 銀装大刀（上：出土状況 下：全形）



写真3 銀装大刀出土状況(1全景 2鞘尻金具 3鞘間金具 4鞘口金具 5主頭)

## 小田原市 小田原城下筋違橋町遺跡 第V地点

## —町屋の上水施設と旧東海道の調査—

わたなべ ちひろ  
渡辺千尋

所在地 小田原市南町一丁目 63番1

調査機関 小田原市教育委員会

調査担当 渡辺千尋

調査原因 個人住宅新築工事に伴う事前調査

調査期間 2008年（平成20）12月15日

～2009年（平成21）4月18日

調査面積 64 m<sup>2</sup>

第1図 調査位置図 (1/10,000)

## 1. 遺跡の立地

小田原城を取り囲む武家地や町人地などのいわゆる城下町のうち、町人地は、東海道筋の通り町9町とそのほかの脇町10町から構成されていた。筋違橋町遺跡は通り9町のうち、西端の山角町遺跡の東側に隣接し、東には樋干橋町遺跡が位置する。町名の由来である橋に関する資料は存在しないが、1654年（承応3）の藩主稻葉氏の「永代日記」の中に初めて町名を確認することができる。本調査地は、天守閣から南へ430mの地点の相模湾沿いに発達する微高地上に立地する（第1図）。標高はおよそ12mで、南側は国道1号線に面している。調査地周辺は、現在、住宅や商店が立ち並ぶ市街地となっている。

筋違橋町遺跡では、4地点で調査が行われている（第2図）。本地点の東側20mに位置する第III地点では、本地点の成果と関連する近世の東海道を検出している。また、国道1号線の南側でも調査が行われ（第IV地点）、幕末～近代の地境の石垣など16世紀末以降の生活面を検出している。

## 2. 調査に至る経緯と調査経過

今回の調査は、個人住宅の新築工事に先立ち、

小田原市教育委員会が主体となって事前の調査を実施したものである。

2008年12月15日より表土掘削を開始し、近世・近代の遺構が検出された第1面から調査を開始した。想定外の遺構の検出や濃密な遺構の展開のため、調査は難航した。

調査期間などについて、関係各位にご協力を頂き、最終的には6面に及ぶ遺構面を確認し、4月18日に調査を終了した。

## 3. 調査の概要

本地点においては、近世初頭から近代にかけて合計6面に及ぶ遺構面が確認された。検出された遺構は、近世の道路状遺構1、石組水路2、木樋埋設溝1、竹樋埋設溝3、埋桶1、土坑、柱穴、石列など、近代の礎石建物跡1、土坑、柱穴など多岐にわたる。本発表では、第3面で確認することができた上水関連施設と、第5面で検出された道路状遺構について報告を行う。



第2図 筋違橋町遺跡における調査地点 (1/5,000)

### (1) 上水関連施設

第3面で確認された上水関連施設は、5つの遺構から構成される(第3図・写真1)。木樋埋設溝である43号遺構、竹樋埋設溝である13号・32号・44号遺構、さらにそれらの接合部分に位置する土坑の45号遺構である。

木樋埋設溝である43号遺構は、一部搅乱によって破壊されているが、現国道1号線が通る南側調査区外から延びる全長5.4mが検出された。樋は、一本の木材から年輪の目に沿うように長軸方向に上蓋をカットし、芯の部分を四の字形に削り抜いた後、最初に切断した上蓋を合わせて利用している。検出された当時、内部は土が詰まった状態であったが、最下層はきめの細かい砂が堆積し、水が流れていることが想定される。

木樋は、調査区のほぼ中央で終結しているが、この部分では大型の土坑が検出され(45号遺構)、木製の継手が横倒しの状態で検出されている。継手は本来、据え付けられた状態で機能していたことが推定されるが、すでに原位置を失っており、木樋との結合状態は不明であった。検出された継手は、直徑約25cm、長さ約45cmの木材を面取り加工して使用している。内部に一方から一穴、反対側から二穴の穴を削り抜いた構造をしていることから、分水する役割を担っていた部分であることが想定される。

また、下層からは、縦約14cm、横35cm、厚さ約8cmの角材を用いた木製の継手が検出されている。樋同士を結合させるために用いられたものと考えられる。このほか、墨書のある曲物蓋も検出されている。

45号遺構の北側では、北西(32号遺構)、北(13号遺構)、北東(44号遺構)方向にそれぞれ竹樋埋設溝が検出され、各所に分水する構造が明らかとなった。

北西方向に延びる32号遺構は、遺存状態があまり良好ではなかったが、全長1.6mの長さが検出された。上面では、明らかにできなかつたが、32号の終結部付近では、直徑約1.0m、確認面からの深さが約65cmの大型の土坑である97号遺構が検出されており、井戸の埋設など何らかの関連が想定される。

北方向へ延びる13号遺構は、全長5.3mの長さにわたって検出された。溝中には、竹樋が上下に2本埋設されていた。2本の竹樋は、調査区北壁際で木製の継手に接続し、方向を変え、1本の竹樋に集水され、調査区北東外へ展開していた。いずれの竹樋も節は取り除かれていた。継手は、直徑約14cm、長さ約43cmの一本で、樹皮も残存していた(写真2)。

44号遺構は、45号遺構から2.6m北東方向へ延びた後、木製の継手によって方向を変え、調査

区外東側へ展開している。継手は直径25cm、長さ約26cmで、斜めに傾いており、すでに構造は失われていた。

これらの上水関連施設からは、18世紀後半～19世紀初頭を中心に遺物が出土している。

また、埋桶が検出されている（74号遺構）。桶は土圧で歪んでいるが、口径70cm、高さ60cmの大きさである（写真3）。この桶には、竹樋が接続されたような痕跡は見出せなかったが、上水施設と関連を持っていた可能性も考えられる。

埋桶内からは、瓦、包丁などのほかに、「ス米や」と朱書きされたれんげが出土していることか



写真1 上水関連施設検出状況（北から）



写真2 13号遺構継手検出状況（南から）

ら、本調査地点が「米や」を屋号にもつ屋敷地であったことが推定される。

## （2）道路状遺構

第5面では道路状遺構である109号遺構とその側溝である108号遺構、110号遺構の右組水路2が検出された（第3図・写真4）。

調査区を東西方向に走る道路状遺構は、上面を砂利敷によって丁寧に整地されており、著しく硬化していた。上面は、道路中央部のレベルが一番高く、南北の側溝に向かって、緩やかな傾斜が認められた。遺構を形成する土層は最大厚50cmで、上層から砂利層、灰黄褐色ローム上層、砂利層の

大きく3層構造となっている（写真5）。版築によって非常に堅牢に形成されており、重機やツルハシを用いての掘削作業となった（写真6）。

調査区北側では、上層の砂利層を掘削したところ拳大の礫の集中が検出されたが、礫中から銅錢「聖宋元寶」22枚が検出された（写真7）。今後、類例の検討が必要であるが、地鎮の可能性なども



写真3 74号遺構桶出土状況（南西から）



写真4 道路状遺構全景（西から）



写真5 道路状遺構土層断面拡大（東から）



写真6 道路状遺構掘削作業風景（北から）



写真7 道路状遺構錢貨出土状況（南から）



写真8 108号石組水路検出状況（東から）

考えられる事例である。

道路側溝と考えられる石組水路のうち、北側の110号遺構は、調査区北壁際での検出であったため、南側の石組が検出されたにとどまった。筋違橋町遺跡第Ⅲ地点で検出されている側溝と同一遺構と考えられる。

一方、南側の石組水路108号遺構は、上端幅約100cm、深さ約80cm、石積みはおおむね4段が残存している状況で、5.3mの長さを調査した。最下段の石はやや内側に積まれ、その石を覆うように底面から30cmの高さまで砂利層が堆積していた(写真8)。砂利層の上層には砂が堆積していることから、砂利層の上面が水路の機能面であったと推測される。東西の高低差は調査区内に限っては、認められていない。

道路状遺構の南北両端は、硬化面の発達が脆弱な部分や、地割れなどで損傷を受けている部分もあるが、側溝である石組水路間を幅員とする幅7.8mを想定することができる。

道路状遺構からは、17世紀初頭～前半の遺物が出土しており、構造やその規模から近世初頭に整備された東海道の可能性が高い。

#### 4.まとめ

近世町屋の上水関連施設と東海道と考えられる道路状遺構の検出が本調査における2つの大きな成果である。

江戸時代小田原町内では、板橋村で取水した用水が東海道に沿って暗渠で流れており、城下では、この用水と井戸水を併用して生活を行っていたとされる。これまでに小田原用水そのものの遺構は検出されていないものの、櫛干橋町遺跡第IV地点や筋違橋町遺跡第Ⅲ地点で町屋における上水施設の一部が検出されていた。

今回の調査では、木樋を利用し、用水を屋敷地内に取り込み、継手を経て竹樋に接続し、多方向へ水を配水していく具体的な構造を明らかにした

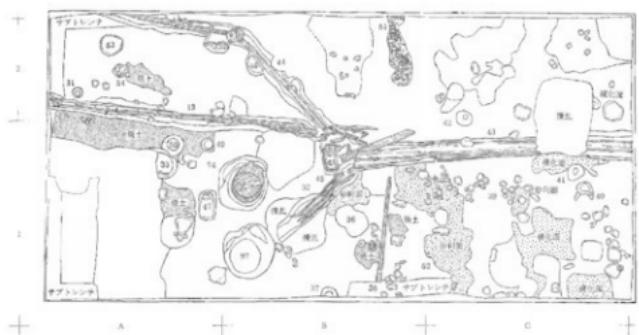
点が大きな成果であった。木樋や複数の種類が検出された継手の形状など、今後、江戸遺跡などの調査事例と比較し、地域差や技術的な問題にアプローチを進めていきたい。

また、17世紀の東海道と推定される道路状遺構は、南北双方の側溝が初めて検出されたことで、その規模が明らかにされた点が大きな成果であった。道路状遺構は、版築工法によって強固に造られ、両側溝間の幅が7.8mの規模を誇る。

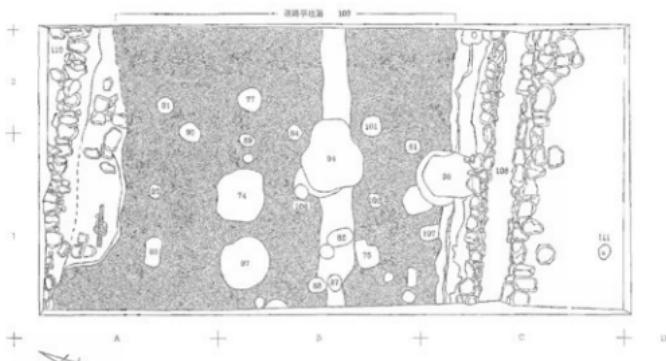
江戸幕府は慶長年間に五街道と伝馬制度の整備を進め、全国的な道路改修工事を行っている。検出された道路状遺構は、小田原城前期大久保時代に整備された東海道である蓋然性が高いと考えられる。1616年(元和2)の「家康百箇条」では、道路の種類や等級の記載があるが、東海道などの大海道の道幅は、基本的に6間(約10.8m)と定められていた。今回検出された道路状遺構の道幅は、これと比べると約3m狭いものとなる。道幅の捉え方が、両側溝を含めた規模を示している可能性も考えられるが、今後の課題である。

道路の版築による土層堆積は、出土遺物からは、比較的短期間での形成であったことが想定されるが、初期の一時期によるものなのか、複数回にわたる改修の結果によるものなのか、判断が難しいところである。道路という性質上、砂や石を足し入れ、日常の維持管理も行われていたことも推測される。

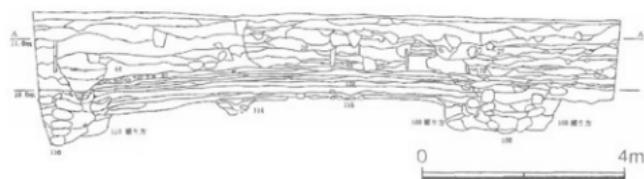
道路の廃絶時期については、出土遺物の整理を行っているところであり、現段階では明確な年代観を見出すには至っていない。近接する第Ⅲ地点では、側溝の埋没年代より17世紀中頃を想定している。今後の詳細な観察によって明らかにしたいと考えているが、今回検出された東海道が廃絶され南側に付け替えられた後、遅くとも18世紀中頃には調査地一帯は、屋敷地に組み込まれ、町屋としての土地利用がなされていたものと考えられる。



第3面：上水関連施設



第5面：道路状遺構と石組水路



第3図 遺構全体図と調査区東壁土層断面図 (1/100)

## 【記念講演1】

### 神奈川県考古学会の発足前夜と今後への期待

むらた ふみお  
村田 文夫

#### 1.はじめに

今年は神奈川県考古学会が設立されて、丁度20周年にあたるとか。主催者はその回顧もふくめ、これから活動をどのように発展・充実させていくべきか、例年の遺跡調査・研究発表とあわせてそれを考える機会として位置づけられた。そこでわたしは、発足当初の経緯を知る数少ない一人として、当時の経緯を語るようにという主旨でお鉢がまわってきたと理解している。

神奈川県考古学会（以下「県考古学会」と呼ぶ）の設立総会は、1991（平成3）年4月22日、横浜市開港記念会館であった。わたしは当時48歳。発足にむけて一緒に汗をかき奔走してくれた多くの仲間も、ほぼ同世代。彼らもわたしと同様、還暦過ぎて定年退職されているが、白石浩之氏のように神奈川県（以下「本県」と呼ぶ）を離れられて大学で職に就かれ、なお現役で頑張られている人もいる。20年という歳月の流れを実感している。

日野一郎先生・岡本勇先生は、すでに鬼籍に入られてしまわたが、発足当初の会長としてむずかしい会の舵取りに御尽力いただいた。わけても最大の痛恨事は、準備の段階からの同志・織笠昭氏を突然永遠に失ったことである。今回のお話をいただいてまず思ったのは、感傷的になるが、そうした方々への追憶であった。

県考古学会の設立の経緯については、会の機関誌『考古かながわ』第21号（2001・9）に、発足事情をもっとも熟知されている小川裕久氏が簡明にまとめられている（以下「小川レポート」と呼ぶ）。わたしの話す内容は、小川レポートを基軸にしながら

ら、若干のエピソードを付け加える程度のものであることをはじめにお断りしておく。

#### 2. 遺跡調査・研究発表準備委員会の前夜

遺跡調査の成果を早い機会に普及・啓発することは、調査機関・調査関係者及び遺跡を所管する行政にとって喫緊の課題である。全国各地で教育行政と地元の考古学会などが共催して、「○○県遺跡発表会」というカタチで実施されていた。

本県でもその例に漏れず、1970年代から俎上にのぼっていた。ただ本県には、県下の有志・団体を統一する組織がなく、また地域を拠点にした団体は、すでに活発な活動実績を積んでいた。

一方、首都・東京に接する本県は、大規模なニュータウン計画や区画整理事業などで毎年夥しい数の発掘調査が進められていた。そのような環境で、本県を統一化した考古学会と遺跡発表会を同時に立ち上げることは、無為に時間を浪費することになる、との判断から、ともかく遺跡発表会を先行して立ち上げることにした。

1976（昭和51）年、発表会を推進する母体として、県内在住の研究者8名・研究団体8代表からなる準備委員会が設けられた。その準備委員会の議論を経て、1977（昭和52）年6月26日、横浜市開港記念会館で「第1回神奈川県遺跡調査・研究発表会」が、主催・第一回神奈川県遺跡調査・研究発表会準備委員会名で実施された。冷静に考えれば、主催者が「準備委員会」というのもすこぶる奇異。が、この背後にある早く発表会を開催しなければ、という当時の切迫した雰囲気を嗅ぎ



写真1 現在でも多くの発掘調査が実施されている(早野上ノ原遺跡(川崎市麻生区)・川崎市教育委員会提供)

取っていただけ幸いである。

準備委員会の議論の中で、どうしても伝えておきたいエピソードがあり、今もわたしの脳裏に深く沈殿している。それは岡本勇先生の突然の発言であった。曰く「遺跡調査発表会では駄目だ。遺跡調査・研究発表会にしろ」。それは厳命であった。なぜ、岡本先生が「研究」の二文字にこだわったのか。先生の学問・人間性に接する幸運に恵まれたわたくしたち世代は、その真意を各人の心のなかで反芻することができよう。一方、現在、発掘現場で懸命に頑張る若い研究者には、なぜ偉大な先人がこうした主題名に執着されたのか、常にその背景に想いを巡らせて欲しいと思っている。

他の地域からやや遅れて発足したわけであるから、先行する県の発表会にない独自性が議題になった。そこで出てきたのが、発表会場を県下で循環させみたらどうか、ということ。これは第5回・6回大会を川崎市内の会場で実施し、以後、横須賀・平塚・大和・相模原などの各市で開催す

るなど、その意義はあった。つぎは、遺跡調査・研究発表会は誰のために行うのか、という問い合わせ。当然、普及啓発という側面は重要で、考古学に直接携わるのみならず、興味・関心をもつ人々の参加者数を増やしたい。そのためには、発表当日の説明も、発表要旨の記述も平易にするよう工夫したらどうか、というような議論であった。しかし、いまも当日の発表要旨は日本考古学協会での発表会の地域版のようで、総じて説明者からも参加者に等しく理解してもらおうとする熱意が感じられないのは残念である。

### 3. 神奈川県考古学会の設立とその後の動静

話が脱線気味なので、話題を戻そう。

小川レポートどおり、「準備委員会」の当面の事務局は既存の「神奈川考古同人会」にお願いし、のみならず運営経費の一時立て替えをお願いし、それを発表要旨の売り上げで返却してきた。このような泥縄式の運営では、早晚破綻する。運営資

金の出納を実質的に切り回す責任者も不在であつたわけであるから当然の帰結で、現実的には次回開催の資金まで危ぶまれた。そこで準備委員会のなかの委員6名で、「遺跡調査研究発表会要綱作成検討会」という長たらしい組織をたちあげた。そこで結論は、現状を抜本的に改善するために「神奈川県考古学会（仮称）」のような磐石な組織づくりが急務とされた。そのためには、まず「発起人会」が必要であった。そこで1990(平成2)年6月30日、15名で構成された発起人会を設立した。

その後の動静は小川レポートによると、1990(平成2)年8月20日、県内で活躍されている考古学研究者、県・市町村教育委員会の文化財保護行政に関わっている関係職員、博物館・郷土史館に勤務する学芸員、県内で発掘調査や研究活動を実践している研究団体の関係者に説明会を開き、90名近い出席者のもとで神奈川県考古学会への参加を呼びかけ、賛同を得た。これで事实上の旗上げができた。1991(平成3)年3月3日には、設立総会にむけてこれまで議論されてきた課題を最終チェックする発起人が開かれ、そして1991(平成3)年4月22日、横浜市開港記念会館の総会で、神奈川県考古学会は設立した。役員19名のほか、監事2名の構成である。初代会長は、発起人会代表の日野一郎先生、副会長には小出義治先生が承認された。

あらたに発足した県考古学会の事業としては、①総会、②役員会、③遺跡調査・研究発表会の開催、④講演会の開催、⑤研究会誌の発行、⑥連絡誌の発行などがあげられた。これにより、第1回から第14回まで主催者が「準備委員会」という中途半端な運営形態であった遺跡調査・研究発表会は、第15回大会からは「神奈川県考古学会」が主催者名として正式に登場してきた。ようやく長年の念願をかなうことができたのである。

しかし、実際に運営をしてみると幾つかの課題があらわれ、その都度役員会で協議された。それらを含めて2001(平成13)年度の総会で、①役員会の役割変更、②幹事会の設置、③役員の再任に関する期限設定、④会長・副会長の選任方法の改正、⑤担当委員会の名称変更と組織の改変、⑥役員の大幅改選など、大胆な改革案が提示され、了承された。

顧みれば発足してから10年。提案した改革案が了承され、準備委員会による遺跡調査・研究発表会から県考古学会の設立に奔走してきたわたしを含む関係者は、事実上引退し、後事を新役員に託した。組織を常に活性化するためには、格好のタイミングであったと今でも思っている。

#### 4. 神奈川県考古学会の今後に期待して一言

1991(平成3)年の設立、2001(平成13)年の大幅改革というステップを経て10年、現執行部はさらなる発展を期している。その高い心意気に大いに共鳴したい。については、かつての事情を知る県考古学会のひとりの会員として幾つかの希望を述べさせて欲しい。

#### □ 県遺跡調査・研究発表会について

若干の苦言をすでに記してきたので繰り返さないが、所詮県単位のローカルな発表会、相応の独自性が尊重されよう。当初、考古学に隣接する分野の関係者に記念講演をお願いしていた。無批判のそのスタイルを継承する必要はないが、今後もこの種の独自性をもつ企画力に期待したい。もう一つ、岡本勇先生が執筆した「研究発表会だぞ」と言った意味を真剣に反芻して欲しい。たとえば発表者は、最初の5~10分をかけて調査目的・成果の概略・今後の課題などを口頭できちんと説明したうえで、機器を使用した個別解説をするなどの徹底は必要であろう。要するに発表者は、

発表を聞く側の期待感をまずもって高めて欲しい。これが切望である。

## 二 研究発表誌・考古学講座の在り方

これは会の性格づけとも関連するが、わたしなりの希望はまだ捨てていない。県考古学会が発足した1991(平成3)年には、隣接する東京都・埼玉県・千葉県・長野県などではこの種の学会がすでに発足し、遺跡発表会なども行われていた。そうしたなかで、わが県考古学会はたしか400名前後の会員を得て発足した。発足当初の会員数としては予想を上回り、伝統のある長野県考古学会に次ぐくらいの実数であった。しかもわが県考古学会の大きな特徴は、会員の約1／3前後の人人が考古学をいわば業としていないが、考古学に人一倍興味・関心を寄せる人達であった。そうした会員の比率が高いことが最大の誇りで、あとは会員の懇心をいかにして惹きつけ事業に参画していくだくか、ということであった。

そこで打ち出したのが「考古学入門講座」。わたしは初期段階にあたる1994(平成6)年の「横穴墓とは何か」、1999(平成11)年の「縄文ムラの風景」などの企画に積極的に参加し、わかりやすく調査・研究の現状を学ぶ機会とした。それが2000(平成12)年の「かながわの古代寺院」を境に専門的な議論が飛び交う講座になり、当然「入門講座」という名も消えた。

県遺跡調査・研究発表会、然り。考古学講座、然り。当初はわかりやすい発表会・講座をめざしながらも、次第に専門性を深める内容に嗜好性が動くのが常である。現に役員会でも、路線をめぐる内部討論はつねに活発で真剣であった。その結果の現状を会員がどのように評価されるかは知る由もない。が、わたしのように定年退職した一人の考古学ファンからみれば、わかりやすい発表会・講座は永遠に魅力的である。そうした会員層の期

待に応えることも、地域に拠点をおく県考古学会の重要な使命であろう。でなければ、わたしのような考古学ファンは、必然的に会の諸活動から離れていかざるをえない。

森浩一先生は、常々「考古学は地域に勇気をあたえることが重要」という趣旨のことを諸書で書かれている。地域に拠点をおくサークルの重要な指針が、この言葉には示唆されていよう。

研究発表誌『考古論叢・神奈川』が、専門的な内容で質の高い論文や貴重な資料紹介がなされているのは欣快である。さらに多くの会員からの投稿があって、ときには同誌面で活発な論争が生じるくらいの切磋琢磨を期待したい。

### □ そのほかの企画について

多くの会員は知らないと思うが、1999(平成11)年に『かながわ遺跡めぐり』という260ページ余(B6版)の冊子を県考古学会の編集で、多摩川新聞社から刊行した(昭和2000円・写真2)。わたしも企画に深くかかわり、事実上の編集を担当した。目的は県内主要遺跡の紹介で、旧石器時



写真2 『かながわ遺跡めぐり』(神奈川県考古学会編)



写真3 史跡めぐり（川崎市教育委員会提供）

代から近世に至る22遺跡をとりあげ、執筆者は原則として当該遺跡を掘った関係者に依頼し、発見時の臨場感を盛り込んで欲しいと要望した。記述も平易な表現を求めた。今でも会の目的に合致した企画であったと思っているが、なかなか販売実績があがらず、再度の企画話をまだ聞いたことがない。個人的には、続編を期待したい。

史跡の現地案内などが発足当初から企画され、参加者も多く、わたしも参加してきた。しかし徐々に参加者も減少し、その都度工夫がなされてきた。かく言うわたしも、いつしか出不精になった一人で反省している。しかし、会の目的に合致した事業であることは間違いない。会員相互で企画の意味を理解し、積極的に参加されることを期待したい。参加を促す新鮮味も望まれる。

## 5. 改めて岡本勇先生の発言の真意は？

岡本先生が、「遺跡調査発表会では駄目だ。遺跡調査・研究発表会にしろ」と言ったエピソードは紹介したが、もはや永遠にその発言の真意を質す機会は失われた。

しかし、近年の遺跡調査・研究発表会での傾向を大胆に括ることが許されるならば、多くの遺跡は、速報的な性格がつよすぎて、当該遺跡が内包

している多くの情報のどこまでを真剣に抉りだしたか、発表を聞く側の耳には素直に入ってこない。これはわたしだけであろうか。

わたしが推量するところ、岡本勇先生の発言の真意の底には、「遺跡ヲシテ歴史ヲ語ラシム」という考古学の原点を大事にしろ、という主旨の叱責が含まれているように思われてならない。

遺跡は、百年・千年・万年単位という塵を厚く被って地中深くに埋もれてきた。適切な比喩ではないかも知れないが、顔の化粧といえば、調査関係者は「発掘調査」という合法的な手段でその塵を払い、口鼻立ちがすっきりしたもとの顔の輝きを取り戻す責任がある。しかし、現状は綺麗に洗顔し本来の輝きを取り戻す前に、流布する「定説」とか、類似する遺構・遺物との比較という、化粧液かクリームを幾重にも塗りたくっているかのようだ。すなわち遺跡の調査・研究とは、本来の輝く地肌を磨いて、「遺跡ヲシテ歴史ヲ語ラシム」ことが基本。既往の研究とか、類似遺跡の資料を重視することに異論はないが、それもすべて厚く積もった塵を一旦綺麗に払って素顔の輝き、すなわち遺構・遺物の本来の輝きを取り戻すからこそ意味がある。その前提となる作業をしっかりとこなすことが“遺跡調査・研究”発表会だぞ、と、厳命したかったのではないか。これはわたしの推量である。

いずれにしろ、各人各様に岡本先生の真意を推し量ってよい。要是その意味を問う姿勢をもち続けることが絶対的肝要なのである。そのことだけは執拗に強調しておきたい。

最後になるが、わが神奈川県考古学会のさらなる発展を心から祈念している。

## 【記念講演2】

### 神奈川県考古学会と埋蔵文化財 ～新たな遺跡保護と活用を目指して～

おおむら こうじ  
**大村 浩司**

#### 1. はじめに

神奈川考古学会が発足20年を迎える。これまで、県内主要遺跡の調査発表や研究講座、遺跡見学会、刊行物の発行など様々な活動を行っており、文字どおり県内における考古学に関する活動を牽引してきた会である。現会員約300名以上の会員を擁する本会は今後もその役目は変わらないと思う。ところで、県考古学会がその活動の対象としているのは神奈川県を中心とした遺跡であるが、これらの遺跡は日常どの様に保護されているのであろうか。現在、保護の中心を担っているのは各地方公共団体であり、埋蔵文化財保護行政を通じて遺跡保護を図っている。しかしながら、その取り組みについてはあまり詳細には知られていない可能性がある。したがって、私達が日ごろ目にする遺跡や史跡の保護にどんな背景があるのかということを知つてもらえば、また別の観点から遺跡に対する親しみを持ってもらえるかもしれない。

そこで、会発足20年という機会に神奈川県考古学会が対象としているこうした遺跡が、どのように保護されているのかについて確認の意味も含め埋蔵文化財行政の視点から整理してみたい。合わせてこうした整理が、今後の県考古学会の活動をさらに充実させるためのきっかけ作りの一助となれば幸いである。

#### 2. 「遺跡」と「周知の埋蔵文化財包蔵地」

現在、全国には約44万ヶ所の遺跡が所在する

とされる。また、神奈川県においても約7千ヶ所の遺跡があるとされる。こうした遺跡の数はどのように把握しているのだろうか。法治国家である日本では、当然のことながら法律に基づき社会が成り立っている。文化財の保護もそうした中の一つであり、昭和25年制定の文化財保護法により保護が図られている。この保護法の中で「土地に埋蔵している文化財」を『埋蔵文化財』と定義するとともに、さらに「貝づか、古墳、その他の埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」を『周知の埋蔵文化財包蔵地』と呼んでいる。つまり、私達が通常遺跡と呼んでいるものの大半が、この周知の埋蔵文化財包蔵地と呼ばれているものである。したがって、前述の遺跡数はこの包蔵地の数ということになる。しかしながら、この遺跡はあくまで行政が文化財保護法で定義している「周知の埋蔵文化財包蔵地」として把握している数であり、考古学という学問で対象とされている遺跡の数とは異なっていることは注意が必要であろう。つまり「遺跡」と「周知の埋蔵文化財包蔵地」は全てが同じではない場合があるということである。行政では、この周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を明らかにすることで、法的な届出を義務とし保護を行なっている。こうした行政における文化財保護、特に埋蔵文化財に対する取り組みは、昭和50年代より開発事業の増加とともにその体制強化がなされてきた。この間における埋蔵文化財行政の充実は、担当職員数の増加というところからも窺える。

### 3. 埋蔵文化財行政の現状

現在、行政で行われている埋蔵文化財の保護は、大きく以下の4つの段階があると理解されている（註1）。すなわち「把握・周知」、「調整」、「保存」、「活用」という内容で、それぞれの段階で調査や行政判断が必要とされている。

「把握・周知」では遺跡（ここでは周知されるべき埋蔵文化財包蔵地）の存在を分布調査や試掘・確認調査などで把握し、遺跡地図や遺跡台帳などに記載し広く知らしめ周知することが中心となる。このことによって、埋蔵文化財包蔵地内での発掘や工事などの行為に対して保護の行政指導が行えるようにしているのである。したがって、この段階は埋蔵文化財行政の最も基礎的な部分であり充実させていかなければならない。

次の「調整」は、周知の埋蔵文化財包蔵地内における保護の取り扱いを決定する段階である。包蔵地内において発生する土木工事等の掘削行為に対しては、事前の届出が義務づけられている。届出により掘削等の計画内容を把握し、その該当す

る埋蔵文化財包蔵地の状況に合わせて取り扱いの判断を行なっている。具体的には、届出ごとに現状保存、発掘調査、工事立会い、慎重工事などの保護措置が決定される。現在、その権限は神奈川県および政令指定都市にあるが、届出の受理、取り扱い方針の調整などは市町村が行なっている。また、この段階で、必要に応じて現地での試掘・確認調査を行い当該遺跡の状況を詳細に把握している。この「調整」という段階の内容はあまり知られていないが、遺跡の取り扱いを原因者と協議することなどが伴うことから遺跡保護の重要な段階であると言える。

「保存」は、調整段階で決定した措置に従ってそれを実行する段階である。一見「保存」というと遺跡が残されることを指す感じがするが、ここでの保存には大きく「現状保存」と「記録保存」の二種類がある。「現状保存」は文字通り遺跡自体を物理的に残す方法であるが、それは、史跡等のように全てを保存する場合だけでなく、工事による掘削が遺跡に影響を及ぼさない形で建物など

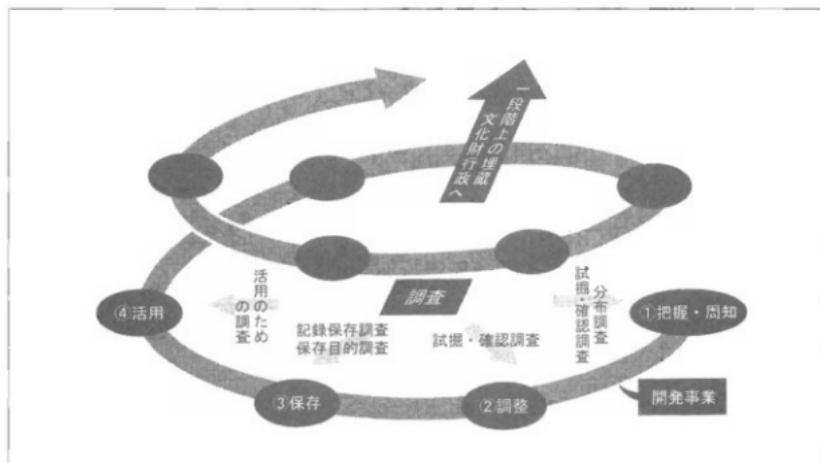


図1 埋蔵文化財行政の構造

「埋蔵文化財の保存と活用」より転載

と共存しながら部分的に保存されることも指している。したがって、こうした場合には工事に際し立会い調査を行っている。これに対して「記録保存」とは工事による掘削等が遺跡に及んでしまい現状を維持することが出来なくなる場合に、その遺跡の内容を発掘調査によって詳細に記録化し、その記録をもって消滅する遺跡の代替とするという考えに基づく保存である。この記録を作成するための発掘調査が、現在各地で行われている調査の大部分を占めることになる。したがって、私たちが発表会などを通じて目にする遺跡調査は、この記録保存を目的とする背景で行われている調査が多い。また、発掘調査は発見された遺構や出土した遺物などの整理が行なわれ、報告書として刊行されるまでを一体として捉えられていることから、この「保存」の段階に出土品整理や報告書刊行も含まれており、本段階が埋文行政で占める割合は大きい。なお、こうした記録保存された遺跡は、そのほとんどが消滅してしまうという現実も認識する必要がある。

「活用」は、現状保存された遺跡や記録保存された遺跡の報告書や実物資料を利用し、現地や博物館などで住民が広くその内容を学ぶことへの働きかけの段階である。また、見学会や遺跡調査発表会なども有効な手段として実施されている。ただし、発表会等において取り上げられている遺跡は、調査が行なわれた中のごく一部であり、遺跡調査が行なわれた全部が公開されていない事実がある。この段階ではこれらの資料を学校教育や生涯学習などにおける歴史資料として利用することや、まちづくりなどにおける地域資源として活用することも積極的に取り組んでいかなくてはならない。したがって、本段階は埋文文化財行政では欠くことのできない部分である。

以上4つの段階では、それぞれ必要に応じて調査が行われる。「把握・周知」では分布調査、「調

整」では試掘・確認調査、「保存」においては記録保存のための本調査が、そして「活用」では保存整備を進めるための確認調査が行われる。次章ではこうした調査の内「保存」と「活用」にともない行われたものについて「保存されている遺跡」「保存を目指す遺跡」「記録保存された遺跡」での事例を紹介する（註2）。

（註1） 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 2007「埋蔵文化財の保存と活用（報告）」文化庁

（註2） 次章は文化庁主催「埋蔵文化財担当職員等講習会」にて発表した内容を基に加筆修正している。

#### 4. 「保存」と「活用」にともなう調査事例

##### I 保存されている遺跡（史跡旧相模川橋脚）

###### (1) 遺跡の概要

史跡旧相模川橋脚（以下本史跡）は、茅ヶ崎市南西部の下町屋に所在し、1923（大正12）年9月1日に起きた関東大震災と翌年1月の余震によって、当時水田であった本地点の地中より木柱が出現したもので、いち早く現地踏査を行った歴史学者沼田頼輔博士によって、鎌倉時代の1198（建久9）年に源頼朝の重臣稻毛重成が亡き妻の供養のため相模川に架けた橋の一端であろうと考証されたものである。1924（大正13）年に神



写真1 出現時の旧相模川橋脚

奈川県によって仮指定され、1926（大正15）年10月20日には当時の内務省から史跡指定を受けている。指定後80数年が経過した橋脚には一部に傷みがみられたことから、2001年より茅ヶ崎市教育委員会が保存整備を進め2008年に完了し公開を再開している。また、整備に伴い行われた確認調査の成果などから2007（平成19）年2月6日には追加指定を受けている。

## （2）本史跡の評価

### ①中世橋遺跡としての評価

大正期の指定理由となった鎌倉時代の橋遺跡としての評価を調査で裏付けた。橋脚が10本確認され、その配置などから橋の規模が幅約9m長さ40m以上と推測することができ、年代に関しても科学的な調査により、鎌倉時代における所産であることが判明された。また、架橋された背景についても、橋脚に使用されている木材が檜材で太さが径約70cmの規模を有するものであり、一般的の橋ではないことが窺える。さらに、発見された土留め遺構によって、川岸の位置が推測できることとなつたほか、土留めに使用されている部材が船材あるいは建築材などの転用材である可能性も指摘されている。とくに船材の場合には該期の資料としては非常に重要であると思われる。しかし、年輪年代測定などから、架け替えが行われた可能

性があることや、架けられていた流れが相模川の本流であるのか、などまだ解決されない課題も多い。今後も各分野の参加を含めた調査・研究の継続が必要とされる。

### ②地震の痕跡を示す遺跡

本史跡発見の契機となったのは、前述したとおり1923（大正12）年に起きた関東大震災であるが、地震によって発生した液状化現象によって地中に埋まっていた橋脚が押し上げられて出現したものである。橋脚はそれぞれ地表に出た傾きや長さが異なり、こうした状況は、橋遺跡としての考古学的資料のほかに、関東大震災の地震状況を物語る痕跡としての意味を有する。そして、大木を押し上げた地震のエネルギーのすごさを感じることができることから、地域防災教育に役立てる素材となるものと思われる。また見方を変えると、地震が地中下に埋まっていた遺跡の存在を明らかにしたことになる。地震によって破壊される遺跡はあるものの、地震によって甦った遺跡は稀有であろう。

### ③文化財保護の歩みを残す遺跡

本史跡は出現後、その保護のため神奈川県が仮指定という方法で、すばやい処置を行っている。そして沼田博士をはじめとする当時の研究者の保存に対する熱意も見て取れる。指定後は、水田だっ

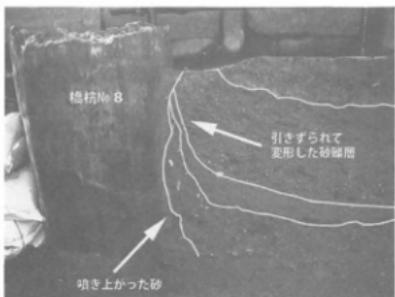


写真2 液状化現象の状況



写真3 初期保存整備の状況

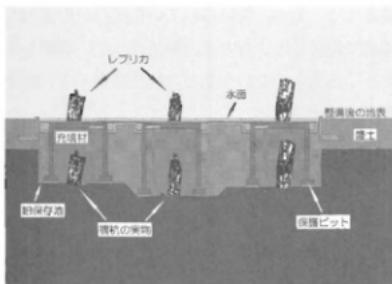


図2 橋脚保護方法の模式図

た現地に周堤を持つ保存池を作り、水漬けによって保存をはかっている。また、神奈川県に保管されている資料によって、当初は保存池に加え橋脚部分に覆い屋を設ける計画があったことも明らかになった。この計画は実行されなかったものの、こうした資料から当時の保存整備に対する考え方などが読み取れる。さらに、指定後約40年が経過した1965年には、史跡周辺の土地を所有していた(株)武藤工業が私財を投じて保存池と周辺の整備を行っている。保存池には土留めを設け周辺全体を客土して公園としての機能を持たせたのである。確認調査では、大正期の護岸構造を埋めて新に散策路を設けていることが確認された。このように地元のかかわりや保護の歩みを知ることができる史跡としても評価される。

### (3) 保存整備について

保存整備にあたっては、①国指定史跡であることを重視し、橋脚および橋脚を支持する地盤とも現地で動かさない整備を行う。②橋脚の保存は腐朽の進行を止め現状を維持する方法とし、直接的な科学的処理は行なわない。したがって、今回的方法は恒久的な保存とはならないことから、当面の保存法とし、定期的な観察等を行うこととする。③本史跡は、保存池とともに憩いの場として市民に親しまれており、その景観を大きく変化させることがないように配慮する。という基本方針



写真4 現地見学会

と前述した本史跡の特長を考慮しながら計画を進めた。具体的には、最も核となる橋脚の保存については、大型木製品の保存という側面も有していることから、各橋脚にコンクリート製の保護ビットを設置し、その中に橋脚の潤滑状態が保てる充填材を入れ密閉する方法を採用した。このため実物を見ることができなくなることから、精巧な橋脚レプリカを平面位置、傾き角度、長さなどを正確に設置することで地震によって出現した状態を再現した。

そのほか、遺跡解説模型や出現状態を示す写真



写真5 保存整備後の橋脚

を置くとともに、防災意識を高める目的で液状化現象の起きる地域を想定した図も作成した。

#### (4) 公開・活用と今後の維持管理について

##### ①公開・活用

茅ヶ崎市における初めての本格的史跡保存整備事業であったことから、事業に際して公開・活用を行い本史跡の理解と普及をはかった。一般市民を対象とした調査の市民見学会を3回、このほか、学校や市民団体、研究団体の希望に対しても公開説明を行った。調査成果については、日本考古学協会や本遺跡調査研究発表会でも発表を行ったほか、毎年行っている茅ヶ崎市遺跡調査発表会では発表に加え、出土資料の展示も合わせて行っている。また、指定80年を迎えた2006年には、これを記念して講演とシンポジウム「旧相模川橋脚を考える」を開催した。なお、同年には文化庁主催の「発掘された日本列島2006」にも出品している。さらに、保存整備と調査成果を載せた報告書とパンフレットを作成した。事業完了後においては、特別展の開催、学校教育への活用打診、そして現在茅ヶ崎市が進めているエコミュージアム的手法を取り入れた「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」における核として利用している。今後は、地震関連資料を利用した地域防災教育に役立てることを目指している。

##### ②維持管理について

整備後の維持管理については、大きく短期の日常管理と中長期の管理の二つに分けることができる。このうち、前者の日常管理については、定期的な文化財パトロールや除草・清掃を実施しているが、後者の中長期的な管理は本史跡に特有なものであろう。すなわち、今回の保存整備は恒久的な保存ではなく、いわば「長期間の応急処置」という意味合いが強い。そのため中期的管理には、数年ごとの保護ビット内における保存状態の現状確認を行い、経年変化のデータを取ることが必要で

ある。また、現状保存されている土留め遺構は地下水によって保護する方法をとっていることから、様々な要因で環境変化が生じる可能性も否定できない。したがって、地下水位の計測をはじめとした環境管理も行っている。さらに、長期的には本史跡の保存と公開が両立できる条件が満たされる橋脚保存方法が確立した場合には、実物の橋脚を公開することを前提とした再整備を行うことが必要とされている。

## II 保存を目指す遺跡の調査（下寺尾七堂伽藍跡）

### (1) 遺跡の概要

茅ヶ崎市西北部に位置する下寺尾地区には、地元で「七堂伽藍跡」(以下本遺跡)と呼ばれている地域があり、今から52年前の昭和32(1957)年に地元の有志によって記念碑が建立されている。昭和53(1978)年には、茅ヶ崎市史編纂事業に伴い岡本勇先生によって発掘調査(第1次確認調査)が行なわれ、古代寺院跡であることが明らかにされた。その後、調査資料の再整理が行なわ



写真6 「七堂伽藍跡」記念碑

れ、瓦等の検討から相模國における初期寺院である可能性が指摘されるようになってきた。さらに、本遺跡周辺における調査で本遺跡との関連が考えられる成果が確認されている。なかでも、北側に位置する西方遺跡では2002年に行われた調査により、古代高座郡衙の存在が明らかにされた。また、1999年には南側に位置する北B遺跡で、神奈川県で初めての出土となる漆紙文書や木簡などが旧河道から発見され、水辺の祭祀としての可能性が示されている。こうした状況から、茅ヶ崎市教育委員会では本遺跡の重要性を鑑み、市の総合計画の中で「重要遺跡の保存整備」として位置付け、国指定史跡を目指して詳細な確認調査を2000年度より実施している。調査は地権者の協力を得ながら現在まで15次の調査を実施しており、貴重な資料が蓄積されている。

## (2) 調査と保存活用

本遺跡に対しては、1941年に史跡めぐりと講演会と地元会を地元史家鶴出栄太郎氏が行っているほか、前述したとおり1957年に地元有志が中心となって「七堂伽藍跡」の記念碑を建立している。その後も市史編纂に伴う調査が実施されており、半世紀以上の前から地元の熱い想いが継承されている遺跡といえる。茅ヶ崎市教育委員会では、史跡指定を目指し確認調査を実施しているが、確認調査で得られた成果については、市民見学会や遺跡調査発表展示会で公開している。また、学校



写真7 記念碑建碑時の記念写真



図3 下寺尾遺跡群の概念図

からの見学や教職員を対象とした説明会も実施している。さらに、博物館への出土品資料の貸し出しなどに対応し、広く成果を公開している。現在、「調査検討委員会」を設置し調査を実施しているが、遺跡内での開発も進んでくることから、地元をはじめとする市民の方々の理解と協力を得ることが必要となってくる。今後は「記念碑」の想いを実現するために、隣接する西方遺跡の調査成果も踏まえ下寺尾遺跡群としての総合的検証を進め、地権者の理解を頂きながら国・県・市が協力し合って下寺尾遺跡群の保存を進めていくことになる。

## III 記録保存(現地消滅)された遺跡の活用

開発に伴い記録保存される遺跡は、そのほとんどが現地から消滅することになる。こうした遺跡において、調査した地点に説明板や遺構・遺物の模型を設置することで、土地の記憶を残す方法も

有効だと思われる。こうした遺跡活用の継続が、埋蔵文化財保護行政への「理解と協力」を得る基礎となるものと思われる。

## 5. 埋蔵文化財行政の課題

埋蔵文化財行政は、開発事業に対応する形で次第にその体制や仕組みを充実させてきている。しかしながら同時に課題を有していることも事実である。以下にいくつかの課題についてみてみたい。

### (1) 市町村格差

土木工事に伴い提出された届出に対して、どのように取扱を行うかは、神奈川県内では原則として「神奈川県内における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱基準」に基づき行っている。しかしながら、複雑化する工事内容は各市町村での扱いに違いを生じさせている。例えば、近年取扱に苦慮しているのが地盤強化に伴う工事である。具体的には阪神淡路大震災以後、耐震を目的として住宅建築に伴い行われるものであるが、内容は柱状改良、鋼管杭、表層改良などで、柱状改良と鋼管杭は全面ではないもののかなりの深さまで工事掘削が入り遺跡への抵触率は高い。こうした事例では各市町村における遺跡状況や調査体制などの違いから、市町村間において遺跡の取り扱いに違いが生じている場合もある。また、市町村では、専門職員が未配置のところもあり、こうしたことが、埋蔵文化財行政への違いを生じさせている場合もある。

### (2) 原因者負担の原則の限界

開発に伴い記録保存が必要だと判断された場合、いわゆる原因者負担の原則で事業者にその負担を求めている。この場合、事業者が国や県などの公共事業に伴うものであれば、その多くは、必要とされる費用が概ね予算化されるが、民間事業者においてはそう容易なことではない。役割分担で民間事業者の調整を担当する市町村にとっては



写真8 市街地で行われる下水道関連調査

常に大きな課題である。この問題は、従前より言われ続けているもので、いわば古くて新しい問題でもある。原因者負担を法的に明記することはなかなか難しいとされ、あくまで「理解と協力」を求めていくことになる。したがって、本来、法のもとには平等でなければならないのに、事業者によって協力の度合いや内容が異なるという不公平・不平等が生じていることは現実である。こうした状況が繰り返し埋蔵文化財行政に対する不信感が生じるであろうことも認識しなければならない。

### (3) 埋蔵文化財行政の内容の偏り

前述した埋蔵文化財行政における4つ段階については本来バランスよく行なわれていかなければならぬが、割合がややアンバランスなのが現状である。現在多くの割合を占めるのは「保存」段階の記録保存にかかる事前発掘調査並びに報告書作成である。その背景には、開発事業に伴う事前調査への対応が急務となり、とにかく発掘を行うという対応がとられてきたことがある。また、「活用」は博物館などにおける展示などが中心となっていたことが背景にあるのかもしれない。しかしながら「活用」の割合を増やすことが、埋蔵文化財を広く知らしめることになり、理解と協力

を得ることにつながると思われる。

#### (4) 専門職員の確保

埋蔵文化財行政を適正に継承していくには、基本となる考古学知識と調査能力を有する専門職員が行政内に不可欠であり、その判断能力、知識、経験、そして立場などの確保・維持が大切である。特に市町村においては今後増加が予想される民間調査組織等における調査に対する適切な指導・助言ができる行政内専門職員の確保が重要である。このことは開発に伴う調査を行う者の資格(能力・経験)を問うことは当然だが、それらを指導監督する側(行政)の能力も同等に問われることになるからである。また、行政自らが調査を行う試掘・確認調査、史跡整備に伴う調査、調査条件が満たされない場合の緊急調査などに対応していくためにも、専門職員によって積み上げられたその土地の遺跡に対する知識や調査技術の継承が必要である。さらに、地域に根ざす文化財であればこそ、それらを活かし活用できる能力を維持しなければならない。そのためにも行政内に専門能力を有する担当者が配置される流れを確立することが重要課題である。

#### (5) 埋蔵文化財と考古学との違い

前述したとおり、「遺跡」と「周知の埋蔵文化財包蔵地」とは同一ではない。これは、考古学という学問で捉える遺跡と行政で保護対象とする範囲との差が出ているからである。考古学においては、いろいろな意見があるにしろ、人類誕生から昨日までを対象としようとする考え方がある。ところが、埋蔵文化財行政では、遺跡の範囲を原則として中世までとしており、「近世については地域にとって必要なもの」、また、「近現代については地域にとって特に重要なもの」としている。したがって、考古学において、近世遺跡あるいは近現代遺跡として認識されているものが埋蔵文化財包蔵地になっていないケースがある。その

ため、届出等の義務はなく遺跡状況が確認されることなく開発されてしまう場合がある。

#### 6. これからの遺跡の保護と活用

以上、埋蔵文化財行政の現状を中心に、遺跡の保護や活用について見てきた。開発の増加と共に埋蔵文化財行政の保護体制は少しづつはあるが整ってきており、また、その保護体制の下「記録保存」として行われる発掘調査の成果によって考古学の研究も進んできている。ところで、こうした考古学(埋蔵文化財行政)における成果は、多くの市民生活の中に生かされているであろうか。つまり、歴史資料として学校教育や生涯学習に役立っているであろうか。また、地域の資源として、まちづくりに生かされているのであろうか。残念ながら私自身は自信がない。したがって、これから遺跡の保護と活用を進めていくには「市民・地域に還元する考古学(埋蔵文化財行政)を目指す」という目標を持つことが必要であろうと考える。そしてこれらを進めるに際して、大きく二つのことを意識すべきだと思う。その一つは、これまで以上に市民・研究者等と行政との協力が必要であること。もう一つは、考古学(埋蔵文化財行政)と異分野(他の行政)とが積極的に共同して研究やまちづくり等に取り組むこと、である。一つ目の市民・研究者等との協力であるが、前述した埋蔵文化財行政の課題等を開拓していくには、行政自身的努力は当然のことであるが、市民や研究者などが、それぞれの立場で遺跡の保護と活用を図っていくことが必要だとと思われる。実は、神奈川県考古学会もその役目を期待される立場であろう。これまでの考古学会の活動にはそうした事例がある。例えば考古学会が行なっている遺跡調査研究発表会は第34回を数えており、各自治体の体制が整う前から実施してきたという大きな実績がある。こうした動きに触発されて、各自治体

においても独自にその域内の遺跡調査成果を知らせるようになってきている。このことは「活用」部分が少ないという課題について、本会が行政に先立ち先導した事例として評価されるべきことであろう。また、考古学講座において近世・近代遺跡をテーマに取り上げた内容があり、前述した埋蔵文化財と考古学との違いという課題に対しても、一つの考え方を示している良い事例だと思われる。また、前述した3つの調査事例にも、今後の遺跡の保護と活用に対する取り組みを考えるためのヒントがある。つまり、行政のみでなく市民や研究者、あるいは原因者の理解と協力で遺跡の保護と活用が進められてきたことに注目したい。すなわち、史跡旧相模川橋脚においては、初期整備時に研究者が中心となって行政と市民をも巻き込んで一緒に歴史を読み取ることができ、その後の昭和の第Ⅱ期整備時においても周辺土地所有者である民間会社が積極的に保護に努め整備を行っていること。また、下寺尾七堂伽藍跡では、50数年前に地元有志が力を合わせ、記念碑を建て遺跡の保護を訴えていることが印象的である。さらに、開発により消滅した遺跡についても一部では原因者の理解と協力で土地の歴史を伝える説明板をその場所に設置している。こうした事例のように行政だけに頼ることなく、それぞれの立場から協力し合って遺跡の保護と活用を



写真9 歩道に設置されたモニュメント

進める取り組みを行っていくことが重要となるであろう。二つ目の異分野（他の行政）との共同については、文字通り考古学（埋蔵文化財行政）以外の分野と一緒に研究・事業を進めることによって、これまでの成果を生かすことができ、考古学（埋蔵文化財行政）が市民生活に必要であることを知らしめる大きなきっかけとなるのではないだろうか。特に行政では、自然や環境などと同様に景観保全という視点やまちづくりという観点からも成果を生かすことに有効だと思われる。こうしたことから、一つでも多くの遺跡への理解を深めるきっかけとなり、後世に遺跡を継承していく大きな要素になればと考える。

## 7. おわりに

文化財保護の基本は、地域における特徴や歴史を尊重し、各地域ごとに引き継いでいかなければならぬ。遺跡の保護と活用も、地域に密着した市民や研究者が行政を巻き込みながら進めていくことが重要であると考える。神奈川県考古学会にもその役目を積極的に担ってほしい。そのためには現在の活動とともに新たな視点で取り組む活動も必要であろう。考古学会の会則第2条に記されている目的には「本会は神奈川県を中心とする考古学の創造的な調査・研究並びに文化財の保護、普及及び啓発並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。」とある。まさに新たなる『考古学の創造的な調査・研究』を考え、それらを『遺跡保護、普及及び啓発』に役立てていくことが求められているのではないだろうか。

神奈川県考古学会の未来へ向けて  
— 講演を受けて —

なかむら わかえ  
中村 若枝

【メモ】

第34回 神奈川県遺跡調査・研究発表会

発表会担当役員 ◎栗田一生・鯉渕義紀・橋口豊・山田光洋

第34回 神奈川県遺跡調査・研究発表会 発表要旨

編 集 第34回 神奈川県遺跡調査・研究発表会 発表会担当

発 行 神奈川県考古学会

発行日 2010年（平成22年）11月21日

印 刷 株式会社アルファ TEL. 0465-35-5611（代）

